

後醍醐天皇による「御手印縁起」の制作

A Counterfeit Hidden Treasure (KŪKAI OTEIN-ENGI) by Emperor Godaigo-tennou

海 津 一 朗

Ichiro KAIZU

(和歌山大学教育学部歴史学教室)

2018年10月22日受理

要旨

建武政権の末期、後醍醐天皇による高野山「御手印縁起」の筆写作業について、基礎的な事実確認を行った。

後醍醐天皇は、鎌倉得宗政権の安達泰盛の先例にならって、「御手印縁起」旧領の興行(復活)を金剛峯寺に認め(元弘勅裁)、さらに約二〇〇名もの新学侶の取り立てを行い、「御手印縁起」の新荘をもって経済的な裏付けとするなど手厚い保護を加えた。それを支える権威として自らの筆写した高野山「御手印縁起」(後醍醐本)を献納し、新会堂(現在の愛染堂)に結集した高野山改革派集団に主導権を掌握させたのであった。原本の京上後一月足らずで作られるという緊急措置であったが、建武政権は軍事的に瓦解し、「御手印縁起」が高野山に返納されたのは、後醍醐の死後のことであった。

後醍醐の措置は、高野山にとって破格の徳政と思われるが、現実には新任座主の文観に対する排斥運動という形で全山一揆の反発が広がった。この反文観、反新会堂の厳しい戦いがなければ、衆徒一同の自治が勝ち取られることはなかったのではないか。その意味で、「御手印縁起」後醍醐本の成立は、神の国・高野山の濫觴を示すものといえよう。

はじめに 一問題の所在一

筆者は前稿「高野山御手印縁起と中世国家」〔海津2017〕において、伝空海真筆本の「御手印縁起」を確定し、真偽判定のレベルを超えて、神領興行運動の先駆として歴史的に位置づけた。高野山金剛峯寺にとっての聖宝というべき「御手印縁起」が、江戸時代以来の所在が不確かになっていた事実については、後醍醐天皇による筆写が深く関係するものである。後醍醐は、自ら作成した写本(後醍醐本)を「正文」とみなすように両手の朱印を捺して明記した。これによって、伝空海自筆手印の原本は宝蔵深く秘匿され以後世に出ることが無かった^①。そして16世紀以後の高野山動乱による混乱のなかで失われていったものと思われる。

また筆者は、蒙古襲来という対外戦争における空海の神戦(異国降伏祈禱)を重視して、鎌倉幕府・得宗勢力の安達泰盛と「御手印縁起」の関係を追究してきた〔海津1998、2004、2018など〕。歴史上の画期が、13世紀後半の蒙古襲来にあることは疑いないが、「御手印縁起」の政治利用に直接かかわった後醍醐天皇の役割についても言及する必要を感じた。なにより、高野山金剛峯寺にとっては、現実に「御手印縁起」をよみがえらせた後醍醐の役割こそが決定的に重要だったと思われるからである^②。

1 後醍醐「元弘勅裁」から「御手印縁起」召進へ

先行研究

後醍醐天皇の宗教政策については、各宗派ごとに詳細な検討がすすんで、そのブレーンになったという文観弘真も含めて新政権の政策基調が包括的に示されている。総じて、「異形の王権」〔網野1986〕とされた後醍醐が、じつは前代の公家政権の継承にすぎない側面が指摘されている〔森2000、坂口2014、稲葉2017、兵藤2018など〕。だが、地域の変革の担い手にとっての新政権成立の意義、すなわち神領興行の視点から見直した仕事は見られないようだ。

高野山「御手印縁起」の筆写事業自体については、後醍醐本が早くから重要文化財に指定されて注目されていたためか広く知られている〔赤松1959〕。後醍醐の聖宝蒐集事業として、専論も書かれている〔坂口2008〕。管見の限

り、後醍醐による筆写作业の具体的な過程全体を示した仕事は見当たらない。論者によっては、後醍醐本は原本(空海真筆本)に捺印したものである、あるいは、原本は御所に召し上げられ返却されなかった、など根拠は不明ながら諸々の憶測を呼んでいる。本論文のタイトルを「制作」(Counterfeit)としたのも、ほかならない「御手印縁起」後醍醐本をめぐる現状を踏まえたためである。ここではまず、後醍醐天皇による高野山領興行政策と、「御手印縁起」の活用の過程を明らかにしたい。先走ってというなら、それは決して金剛峯寺衆徒たちの利益を反映したものとばかりはいえず、時として激しい抵抗運動さえも随伴した内戦の過程であった。

後醍醐天皇「元弘勅裁」

史料一 後醍醐天皇綸旨写

高野山四至内所領等事、任弘仁官符・承和縁起、所被寄附金剛峯寺、永代領知、不可有相違、早専佛法之紹隆、宜奉祈国家之安全之旨、可令下知寺家給者、天气如此、仍上啓如件

元弘三年十月八日 式部少輔範国^{在判}

謹上 勝宝院僧正御房

後醍醐権力が、はじめて「御手印縁起」(文中の「弘仁官符・承和縁起」)の範囲内を興行した記念碑的な文書である。高野山では特別の文書として後醍醐天皇「元弘勅裁」と呼ばれた。これによって、近世の高野領におよぶ国土と国民をもつ「神の国高野」が誕生したことになる。勝宝院僧正は、高野山の座主を兼務する東寺長者の道意だが、まもなく解任される。高野山にとって栄光の時代のはじまりをつける綸旨だが、なぜかこの文書は金剛峯寺に伝えない。敵対者である根来寺の文集『束草集』などに引用されて残るのみの写本である³⁾。

「元弘勅裁」が発給された1333年(元弘3)10月段階では、文中に引用はあるものの「御手印縁起」の筆写については言及されていない。その提出が執り沙汰されるのは、次の文書により、1335年(建武2)閏10月のこととわかる。

史料二 後醍醐天皇綸旨 宝簡集二二の二七七

野上荘以下堺相論事、来月二日議定可有其沙汰候、弘仁官符・承和縁起以下正文、件日以前、乍付勅封、可被召進之由、被仰下候也、仍執啓如件、

後十月二十一日 大膳大夫経季

謹上 小野僧正御房

建武政権の瓦解寸前の1335年11月2日に「御手印縁起」西の境界部で石清水八幡宮領との係争の在所である野上荘ほかの採決が行われる、については「御手印縁起」(弘仁官符・承和縁起)正文=原本を提出するように、という命令である。

すでに高野山座主は、後醍醐側近として名高い文観弘真に交代していた。後醍醐は、文観を通じて正文を勅封のまま召進するように命じた。ここでは写本を作るなどの説明は付されていない。

2 後醍醐天皇「御手印縁起」の写本作成事業

「御手印縁起」の京上と文観

「元弘勅裁」を発して、いままた相論の優勢を計らおうという後醍醐天皇に対して、高野山衆徒の動きは複雑なものだった。閏10月26日になって、御影堂よりの出庫状「御手印縁起安置之状借書」が作成された(史料三)。この時に関わった9名の僧には、後醍醐天皇が新たに設置した四人目の沙汰人である「新年預宗淳」が加判している。さらに重要なことは、このほか四人の阿闍梨・入寺が後醍醐の設置した新会堂の供僧・新会衆であった(ゴチックの僧)。つまり、御手印縁起の召進命令に対して、敏速に動いたのは後醍醐により取り立てられた勢力だったことになる。この時の目録とおもわれるのが、続宝簡集二の一三「弘法大師御手印縁起遺告等目録」であり、「御手印巻」「高野絵図巻」「御遺告巻」の三巻目録で、曼茶羅院が署名している(天保六年春修補で史料三・四をあわせたとする)。

史料三 御手印縁起安置記出庫状 続宝簡集二の一

^(別筆)
「御手印縁起安置之状借書」

御影堂一箱山上本之内、所被入置之御手印縁起安置記一卷取出

建武二年閏十月二十六日

年預日秀(花押)

新年預宗淳(花押)

預心慶(花押)

執行代々賢救(花押)

阿闍梨頼覚(花押)

阿闍梨実果(花押) 阿闍梨明覚(花押)
入寺慶芸(花押) 入寺永澄(花押)

史料四 弘法大師御手印・絵図・遺告目録 統宝簡集二の一三

御手印巻
(内容中略)
高野絵図巻
(内容中略)
御遺告巻
(内容中略)
以上三巻目録如件 曼荼羅院

これに対して、後醍醐政権サイドは、高野山の対応の遅れを指摘して督促する。さらに、東寺長者の文観にいたっては、「夜を日に継ぎ急ぎ進らすべし」と、現地の検校・四沙汰人を厳しい言葉で威嚇している(史料五)。後醍醐天皇による重宝蒐集政策というが、この「御手印縁起」京上に関する限りは文観の強い志向と考えたほうが良さそうである。

史料五 東寺長者御教書 宝簡集四八の五六七

当山官符・縁起可被進由事、去月二十八日御請文、今月二日到来之間、即披露之处、遅々之条、太不可然、継夜於日、忝可被進旨、依法務御房仰執達如件
「建武二」十一月二日 権律師(花押)
高野山検校法印御房

高野山の現地執行組織は、文観弘真の東寺長者補任に対して強く反発し、全山の衆徒を挙げた一揆の弾劾状を提出した。これが、この年1335年(建武2)5月のことで、この弾劾状は検校祐勝と三沙汰人を筆頭としていた(新年預ら後醍醐派の新会衆は入っておらず抵抗して別行動をとった=後述)。文観によって、「御手印縁起」興行をはじめとする極端な高野山優遇政策が勧められているにもかかわらず、旧勢力の大勢がこれに反対するという不可思議な政治情勢が現出したのである。「御手印縁起」もこのような情勢の中で読み解かなければならない。

文観からの督促をうけ、11月14日に「京都の具書として御影堂より取り出さるる文書」として、阿テ河莊・神野真国莊など関係文書の正文が、「御手印縁起御上洛の時、備進のため」御影堂から搬出された(又統宝簡集一一二の一八一八^④)。

この一連の過程で、「御手印縁起」の複本を作るという話は表向き一度も執り沙汰されていない。あくまで訴訟の場(議定)に証拠文書(具書)として提出する、そのために急ぐように、というのみである。高野山側の対応も、御影堂から各莊の訴訟文書の正文とともに「御手印縁起御上洛」というのみであり、ことさら聖宝の持ち出しという意識は無いように見える(これまでの高野山の訴訟で「御手印縁起」の正文を法廷に出したことは数度確認できる)。

後醍醐写本の成立

後醍醐天皇本については、各種の博物館図録に掲載されており、また私も原本との比較の必要から前稿に最小限のデータを記載しておいた^⑤。伝空海の手朱印八箇所は触れることなく、末尾の自らの手印(両手形朱印)で、以下の大字の四行に重ねている。

後醍醐跋文(「御手印縁起」後醍醐本)

「
以此本為擬正文
所捺手印也自今
已後不可出寺外故
也」

「建武二年十二月二日令正校畢」とあるので、高野山から京上されるや否や、一斉に筆写の作業が行われて後醍醐自筆・手印の複製写本が作られたことが確実であろう。

では京上された「御手印縁起」原本、および後醍醐写本とが、セットで高野山に戻ったのはいつの時点か。「此本を以て正文になぞらえよ」といい「自今已後寺外に出すべからず」といった以上、後醍醐天皇は原本(「正文」)も高

野山に返却したはずである。この点で、「原本に手印を捺した」「原本を返却しなかった」等の憶測は根拠がないといえるだろう。では返却はいつの時点、手続きであったか。手がかりが少ないのだが、追筆「康永二」(1343年)付の12月24日付け光嚴院院宣(宝簡集四八の五六八)に^⑥、「御手印縁起 叡覧を経て返し渡さる」とあるのを二通の「御手印縁起」の返却令と考えておきたい。後醍醐の没落と死去によって二条御所に残されていた宝物類を、北朝朝廷が継承「叡覧」の上で返却手続きした。「御手印縁起」の「返献」手続きが遅滞しているという僧性俊書状(又続一二九の一〇二^⑦)もあるいはこの時のものかもしれない。

3 後醍醐天皇の高野山改革 —— 「御手印縁起」神領興行

すでに前稿においても一部指摘したように、「御手印縁起」神領を復活させるという後醍醐天皇の改革路線は、高野山内部の改革派集団の運動と軌を一にするものだった。

建武政権期の高野山組織については池田寿氏の研究に詳しい〔池田1991〕。後醍醐天皇は、壇上伽藍に自らと等身大の愛染明王を据えた新学堂(現在の愛染堂)を開いて、新年預(四沙汰人)と供僧七二口・学侶一〇〇人を興行(新設)して寺内運営の主導権を掌握しようとした。新学堂こそは、後醍醐の高野山改革のシンボリック的存在であり、そこに奉仕する一九三人こそが改革の尖兵となる神領興行運動推進勢力にほかならない。東寺一長者として真言教団のトップとなり、高野山座主を兼務した小野文観は、後醍醐の改革の媒介者だった。

ところが、文観の就任直後、1334年(建武2)5月に金剛峯寺衆徒が一揆して文観弾劾に奔ったことは先述の通りである(宝簡集三七の四四〇)。検校と三沙汰人のもとに一揆した全山衆徒たちが、律僧でありながら座主に君臨した文観を下剋上として非難した。新会堂に結集した改革派は、まさに時を同じくして一揆の契状を作成した。新会堂の愛染護摩料・長日談義料を供出するという起請である(続宝簡集二三の三一二)。文観弾劾の七か条に合わせて、こちらも七か条の一揆契状としている。この文書で、改革派のメンバー一九三名は全員署判しており、当時の高野山改革派の全体像が見て取れる。さきに「御手印縁起」を御影堂より持ち出す手続きに関わった僧侶が、九人中五人が改革派であると説明したのも、実はこの交名の恩恵である。

文観が就任するという時点で、寺家内にふたつの一揆集団が成立して拮抗するという内乱状況が出現していた。二〇〇名もの供僧と新会堂と新莊園(「御手印縁起」領興行)を与えるというのは破格の措置であるが、旧来の勢力にとっては既得権を揺るがすものに他ならない。後醍醐と文観を支えた新会堂の改革派グループが、建武政権の崩壊により、いかなる終末をむかえるのか。とくに「応永の大検注」という一四・一五世紀の高野山衆徒による「御手印縁起」旧領の興行運動のなかで果たす役割の有無である。

池田氏の追究した「新年預」の消長とあわせて〔池田1991〕、新立の供僧たちが「御手印縁起」旧領の支配にはたした役割を見すえなければならないだろう。新会堂の愛染明王^⑧、「御手印縁起」後醍醐本(一本のみか)は聖宝として伝来し、後醍醐の「御手印縁起」興行が今日の世界遺産金剛峯寺の礎となったのは確実である。これについては、今後の課題としたい^⑨。

4 おわりに —— 神の国の濫觴・後醍醐本一

建武政権の末期、後醍醐天皇による高野山「御手印縁起」の筆写作业とその意義について、基礎的な確認をしてきた。以下、まとめておきたい。

後醍醐天皇は、鎌倉得宗政権の安達泰盛の先例にならって、「御手印縁起」旧領の興行(復活)を金剛峯寺に認め(元弘勅裁)、さらに約二〇〇名もの新学侶の取り立てを行い、御手印縁起の新莊をもって経済的な裏付けとした。また従来の三沙汰人に加えて「新年預」を設置し、彼らの一揆の場として新会堂(現愛染堂)を設置した。

このような手厚い保護の上に、それを支える権威として自らの筆写した高野山「御手印縁起」(後醍醐本)を新たに献納しようとした。天皇による写本制作は、東寺長者文観に対する高野山衆徒の反発が強まる中、新会堂(愛染堂)に結集した高野山改革派集団の主導権掌握と連動して勧められた。原本の京上後一月足らずで作られるという緊急措置であったのは、敵対勢力を屈伏させるためであろう。だが、建武政権は軍事的に瓦解し、「御手印縁起」が高野山に返納されたのは、後醍醐の死後のことであった。

後醍醐の措置は、高野山にとって破格の徳政と思われるが、現実には新任座主の文観に対する排斥運動という形で全山一揆の反発が広がった。しかも、これに対して新会堂に設置された新学衆が対抗して一揆するなど、山上を二分する内戦の状況が出現した。

南北朝期以後、政治的な中立のもと、衆徒集団の一揆による自治支配が出来てくると評価されることが多い。高野山の場合は、建武期における新旧衆徒集団の熾烈な主導権争いのもと、その融和の過程で実現したのが全山の

揆だったと評価されよう。あるいは、後醍醐天皇による新会堂の改革派の体制があればこそ、高野山の権力再編成は急進化したといえるのかもしれない。反文観、反新会堂の厳しい戦いがなければ、衆徒一同の自治が勝ち取られることはなかったのではないか。その意味で、「御手印縁起」後醍醐本の成立は、神の国・高野山の濫觴を意味するものといえよう。

注記)本稿は2018年前期「歴史資料・文化遺産研究」(高野山文書にみる後醍醐天皇)の研究成果である。演習には、高野山霊宝館監修のCD-ROM版を併用した。熱心に取り組んでくれた受講生、とりわけ三光寺由実子氏の参加にお礼を申したい。

本稿は二〇一六～一九年科学研究費「中世紀伊半島における歴史遺跡・名所の創作および活用データベースの作成」(代表海津一朗)の成果である。

<註>

- ①江戸時代の記録によると、御影堂に伝来した秘宝の十巻中、後醍醐天皇手印のある写本が計6本あり、うち2本が「御手印縁起」写本であるという。現在高野山から公開されている後醍醐写本はこの1本であり他は確認されていない。
- ②後醍醐天皇が、高野山に固執したのは、まちがいに異国合戦を指揮した鎌倉幕府の前例に学んだためであろう。安達泰盛は、空海の力に依存することで強大なモンゴル帝国に対峙してこれを破った(海津1998、2004)。
- ③これと同様に、鎌倉幕府・安達泰盛時代の高野山領興行法<神領沙汰を要求する文書>も金剛峯寺御影堂に伝来しない。そのため、真相を付き止めるための史料操作・史料批判を繰り返す必要があった〔海津2004、2017〕。神領興行関係文書が寺家に伝来しないことの意義について文書保存論の視点から問い直すべきであろう。今後の課題としたい。
- ④「京都の具書として御影堂より取り出さるる文書」として、阿テ河荘・神野真国荘など関係文書の正文が、「御手印縁起御上洛の時、備進のため」御影堂から出された。

御影堂文書取出目録 又続宝簡集一一二の一八一八

(別紙)

「教真房書」

為京都具書自御影堂被取出文書事 建武二年十二月十四日

(中略)

已上悉皆正文、御手印縁起、御上洛之時、為備進被取出之、

建武二年十一月十四日 沙汰人年預日秀請取之(花押)

一鳥羽院序御下文案一通

行事代円空(花押)

文書交合衆

仙勝房 静俊房 月俊房 覚真房 金胎房

琳勝房 淨観房 長順房 順観房 禅覚房

執行代代円宗房 時預如性房

- ⑤参考までに、広く公開されている後醍醐本(建武二年写本)について、『定本弘法大師全集』七〔和多秀乗1992〕のデータを示そう(ゴチックは伝空海真筆本と異なる部分)。

〔書筒箱書〕 「太政官符 高野山御影堂」*箱書上部押紙「三」同中部押紙「孔雀」

〔奥書〕 (後醍醐と藤原公明 略)

〔奥裏書〕 なし

〔訓点〕 なし

卷子本 タテ60.4cm 絹本墨書 本文絹布(タテ52.3cm ヨコ総長404.0cm)

印記 (大師御手印8所 国印17所) 無界 標(表紙=納戸茶色地金襴、見返し=孔雀の絵、金彩) 標帯(紫組紐)、軸・軸頭(赤胴透彫物金紋五三桐) 書筒(桐箱、封結、緑組紐)

前稿〔海津2017〕で書いたように伝空海自筆本は後醍醐写本に比しても劣ると江戸時代より言われ続けており、公開にあたって配慮されてきたものと思われる。この『定本弘法大師全集』七では、「三点の絵図が、今回金剛峯寺当局の御英断によって、掲載を許可されたことに対しては深く敬意と感謝の意を表したい」(486頁)と記されている。絵図部分のみとはいえ、御手印縁起の中核部分が写真版公開されたことは、原本公開への大きな一里塚になった。二〇一〇年代には高野山霊宝館の展示で公開され、和歌山県立博物館の二〇一一年特別展『中世の村を歩く』でも公開されて図録に全文が掲載された(なお、県博は高野山開創千二百年展にあわせた『高野山開創と丹生都姫神社』展2015でも図録に再掲載している)。両展覧会では、表だって謳われることはなかったが、空海自筆本の御手印縁起が山外に展示された画期的な事態である(〔海津2017〕の図版参照)。

- ⑥光厳院々宣 宝簡集四八の五六八

御手印縁起、経 叙覧被返渡之、四至内堺相論事、念被究理非、可有其沙汰之由、可令下知給之旨、被仰下候也、仍執達如件、

(追筆)

「康永二」十二月二十四日

(中御門)

経季

- ⑦僧性俊書状 又続宝簡集一二九の一〇一

御手印縁起返献之、一見以後、早々可進之由相存候之処、連々無隙事等候て、思忘候了、返々緩怠之次第候、又先日申進候立台御皮籠ハ、一向奉憑候也、諸事面參、恐々、

乃刻

性俊

⑧壇上加蓋にある愛染堂は、『大正二年・高野のしおり』には、「三間半四面 本尊愛染明王 後醍醐天皇綸命に依りて建武四年創建する所なり。本尊は天皇御等身の明王にして勅賜したまへり(下略)」と記されている。現在秘仏だが、護摩供が毎週公開されている。

⑨後醍醐によって新たに設置された新年預一人・供僧七二口・学侶一二〇人については、新学堂の興行に関する一揆契状「愛染護摩談義御願料契約状」(続宝簡集二三の三一二)によって署・判ともが明らかにできる。したがって、新会堂改革派グループの実態については、その分析によって明らかにできるはずである。受講生のうち、山村恭平氏がのちの南北朝期の衆徒一揆契状のなかに一九三人がどれだけ現れるのか(改革派の解体と融和の過程)の検証を行ってくれた。材料としては、なるべく普遍的な議論ができるように、山陰加春夫氏の「金剛峯寺五番衆について」(『中世高野山史の研究』清文堂 1997初 280-281頁)に使われた高野山の諸衆契状の交名に照らし合わせた。(新)の数字が、改革派グループと署判一致するものの数である。

- | | | | | |
|---|------|---------|------|------------|
| A | 1348 | 衆徒一味契状 | 全517 | うち 110 (新) |
| B | 1351 | 諸衆一同評定 | 全476 | うち 109 (新) |
| C | 1352 | 五番衆一味契状 | 全108 | うち 4 (新) |
| D | 1367 | 衆徒一味契状 | 全400 | うち 49 (新) |
| E | 1367 | 衆徒一味契状 | 全203 | うち 18 (新) |
| I | 1424 | 衆徒一味契状 | 全326 | うち 22 (新) |

いまは概観にとどめたいが、A・Bなど観応擾乱期には2~2.5割の三桁規模の衆徒が一味に参加しており、時代を経るごとに減少しつつ(代替わりもあろう)応永期にも1割は確保されている。五番衆には属さないらしい。作業も指摘していたが、後醍醐没落ののちはすべて脱落するかと思われたが、着実に高野山組織の中に位置を求めている。単なる文観の派閥にはとどまらず、金剛峯寺一帯にしかるべき基盤を持つ人々と考えるべきであろうという。宇佐八幡宮における後醍醐勢力(改革派グループ)との比較も可能になるであろう〔海津2004〕。さらに検討をすすめるべきだが、ひとまず、建武二年の二つの一揆は応永期の「衆徒一味契状」に融合したと結論しておきたい。

<引用文献>

- 赤松俊秀「高野山御手印縁起について」魚澄先生古稀記念『国史学論集』、1959
- 網野善彦『異形の王権』平凡社、初1986
- 稲葉伸道「建武政権の寺社政策について」『名古屋大学文学部研究論集』史学63、2017
- 池田 寿「南北朝内乱期の高野山組織」『国史学』144、1991
- 海津一郎『中世の変革と徳政』吉川弘文館、1994
- 海津一郎『新 神風と悪党の世紀』文学通信、2018
- 海津一郎『蒙古襲来』吉川弘文館、1998
- 海津一郎「異国降伏祈禱体制と諸国一宮興行」一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開』下、2004
- 海津一郎「高野山御手印縁起と中世国家」『紀州経済史文化史研究所紀要』38、2017
- 小山靖憲「高野山御手印縁起の成立」『中世寺社と荘園制』塙書房、1998、初1987
- 坂口太郎「後醍醐天皇の寺社重宝蒐集について」上横手雅敬『鎌倉時代の権力と制度』思文閣出版、2008
- 坂口太郎「鎌倉後期宮廷の密教儀式と王家重宝」『日本史研究』620、2014
- 坂本亮太編『中世の村を歩く』和歌山県立博物館図録 2011(35頁)
- 兵藤裕巳『後醍醐天皇』岩波新書、2018
- 森 茂暁『後醍醐天皇』中公新書、2000
- 山陰加春夫「金剛峯寺五番衆について」『中世高野山史の研究』清文堂 1997初
- 山陰加春夫『新修中世高野山史の研究』清文堂、2011
- 和多秀乗「遺告・遺誡類 解説」『定本弘法大師全集』7 1992